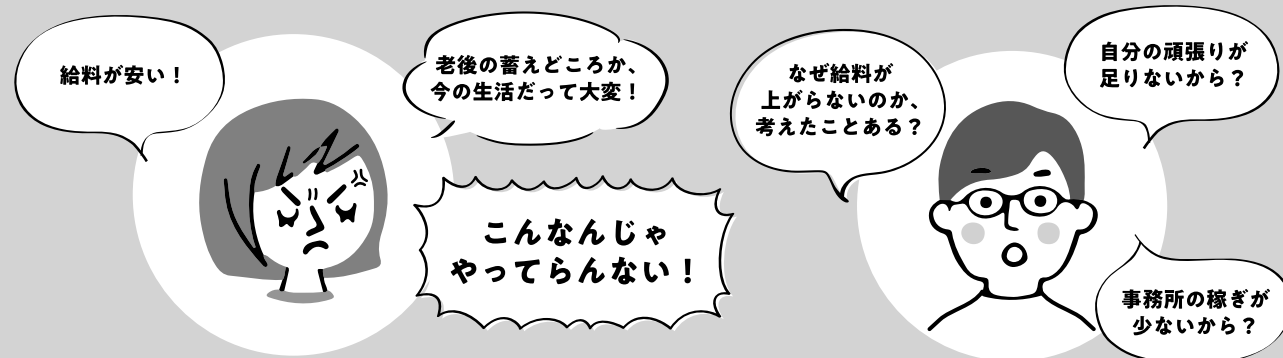


自助だけで給料上がりますか？

共助と公助を組み合わせ、給料あげよう！生活守ろう！



公助と共助で支えてこそ自助でしょ!?

労働組合はいわゆる「共助(協助)」に近い存在。みんなで支え合って助け合う場所。1人ひとりの要求に寄り添ってみんなで協力して解決に結びつける。団体交渉や団体行動(ストライキとかデモンストレーションなど)が主な手段。

法会労が企画する「業務研修会」や様々なイベントも共助の1つです。

でも、共助にだって限界はあるよね?



(団体)交渉しなきゃ給料は変わらない。だけど、(団体)交渉だけで満足いく給料が得られるとは限らない。

残念だけど、「払える能力」には限界があるってこと。

そこで「公助」の出番



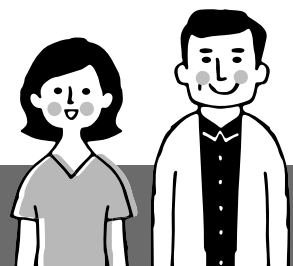
労働者一人ひとりに直接給付もいいけど・・・。

「働き続けられて、十分な給料を払い続けられる健全な経営」を維持することがやっぱり大切。

国には「法律事務所のような小さな経営体が健全に経営を続けられる」ような支援を充実してもらいたい。

というわけで、「共助」の輪を大きく広げて、国の「公助」を引きだす運動を始めます。労働者と経営者がタッグを組んで国に働きかける、そんな「共助」もありじゃない？ 法会労は、経営者にも協同を呼びかける要請書を作成しました。

要請書に賛同し、一緒に行動する仲間が増えれば国だって動かせる。労働組合と一緒に社会を変えよう!



法律会計特許一般労働組合(法会労)

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-9-1 協和ビル4階

TEL 03-3255-9280 FAX 03-3255-9281

メール houkairou@mve.biglobe.ne.jp ホームページ <http://www.5a.biglobe.ne.jp/~houkairo/>



ちからこぶ

489号らしいよ

社保、入ってる?

コロナ対応した?

法会労?

助成金ほしかったな...

そろそろ会いたいね



最低生計費って?

今月もピンチ...賃上げ求ム...

アンケート答えた?

こんな時代を コロナ乗り越えよう!!

皆さん、こんにちは。法会労です。

昨年の秋から今年にかけてご協力をお願いした「コロナ禍における法律・司法関連業種に働く仲間の実態調査と要求アンケート2021」。

今回“ちからこぶ”では、この中から特に関心の高かったテーマについて考えてみました。

待遇を改善して、こんな（コロナ）時代を乗り越えていきましょう！

2022年10月から社会保険の強制適用の対象が拡充されます！

昨年5月29日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が国会で成立し、2022年10月1日より、強制適用の対象となる5人以上の個人事業所の適用業種に、弁護士、税理士、司法書士等の士業が追加されました。これにより、常時従業員を5人以上雇用している法律事務所などの士業関連職場は、社会保険への加入が義務化されることに！！

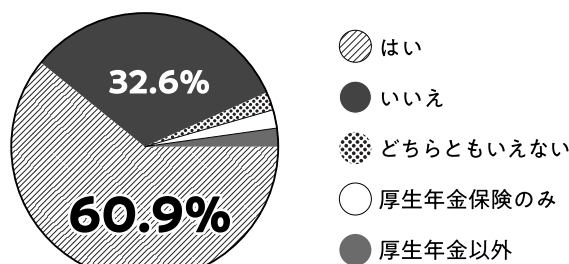
私たち法会労は、これまで毎年のように厚労省に対し、士業関連の小規模職場も社会保険制度の強制適用事業として認めるよう迫ってきました。その成果がようやく実を結び、大きな前進となりました。

この法改正により新たに社会保険適用事業所となる職場で、まだ社会保険に加入していない皆さん、使用者（雇用主）に「うちも来年10月から社会保険加入が義務化されるので、今から入りませんか」と声をかけてみてはいかがでしょうか？

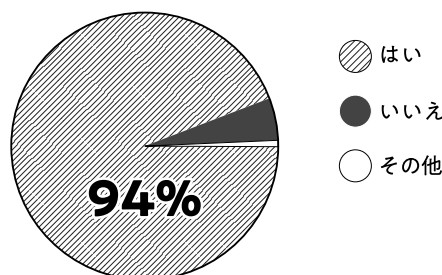
今後も、すべての事務員が社会保険に加入できるよう引き続き求めていきましょう！

社会保険加入割合 社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入していますか。

▶非組合員職場 46件の回答



▶組合員職場 150件の回答



コロナ禍あるある

- かつてない消毒体験 ▶ 手も心もカサカサ…
- 時短、時差出勤、交代勤務、自宅待機に ▶ ローテ組むのが大変だった
- テレワーク導入 ▶ っていうかIT化は一向にすすまない
- WEB会議が増えた ▶ Zoomばかり
- 飲み会がなくなった ▶ 家飲みももう飽きた
- アクリル板の設置 ▶ 地味に掃除が大変
- 風邪引く人が激減 ▶ マスク＆消毒の効果？！

直接顔を合わせる機会が減って寂しい一方で、いつもあまり参加できなかった人がWEBだったら参加できたり、メルマガオフ会では遠方から（名古屋と福岡）の参加もあったりして、新しい繋がりも生まれています。

今後も色々な企画を「リアル参加とWEB」の併用で検討していきますので、ご期待ください。

休業や時短勤務で賃金は減らされましたか！？

非組合員職場からのアンケート回答グラフを見ますと、組合未加入の事務員のうち16.1%が賃金補償を受けられていませんでした。そして、賃金補償が受けられた事務員のなかにも60%しか支給されていない方もいました。

雇用調整助成金を活用すれば賃金補償が可能です。申請手続きのわずらわしさなどから申請を避ける使用者が少なくないことがわかります。

休業時の賃金補償には雇用調整助成金だけではなく、労働者が自ら申請できる「新型コロナ休業支援金」もあるので活用を検討してみてもいいかもしれません。

こうした状況をふまえ、私たち法会労は、使用者に対し事務員の休業補償や助成金の活用を要請しています。

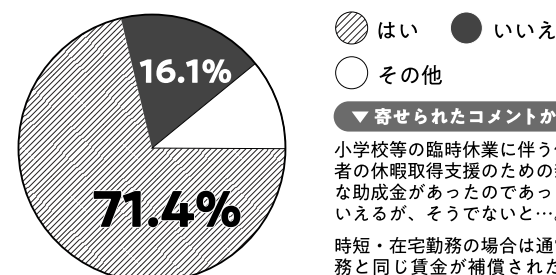
また、助成金の活用や各事務所の勤務状態、感染症対策についても情報交換をしています。それが、賃金の維持や安全な職場づくりにつながっているのです。組合のつながりが力を発揮しています。

「新型コロナ休業支援金」のサイトはこちら▶



新型コロナウイルスの影響で休業や時短勤務が実施された際に賃金補償はありましたか？

▶非組合員職場 35件の回答



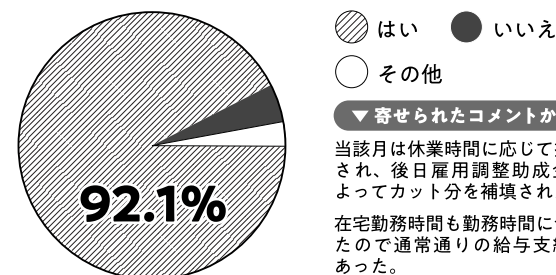
はい
いいえ
その他

▼寄せられたコメントから

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金があったのであったといえるが、そうでない…。

時短・在宅勤務の場合は通常勤務と同じ賃金が補償されたが、自主的に休業した場合は賃金補償はなかった。

▶組合員職場 140件の回答



はい
いいえ
その他

▼寄せられたコメントから

当該月は休業時間に応じて控除され、後日雇用調整助成金によってカット分を補填された。

在宅勤務時間も勤務時間に含めたので通常通りの給与支給があった。

雇用調整助成金は最低生計費より上！

コロナ禍での雇用調整助成金は15,000円/日で、月額にする300,000円、時給では1,875円となります。この金額は、政府が認めた「生活が成り立つ金額」です。

現在の最低賃金は、「最低賃金一覧」のとおりです。ちなみに、東京弁護士会の求人、平均しておよそ時給1,200円、月額200,000円程度です。どちらも「生活が成り立つ金額」といっていません。

この金額では、日々の生活だけに追われ、将来への貯蓄をすることもかなわず、未来への展望が持てない人が増えていくばかりです。

法会労は、「最低生計費の実現」にも力を入れています。とはいえ、最低生計費も雇用調整助成金の水準に達していません。

最低賃金を最低生計費のレベルに、最低生計費を雇用調整助成金のレベルに引き上げていきましょう！！



最低生計費とは

労働組合と研究者が協力して、1人の労働者がとりあえず「普通に暮らせる」最低限の収入がいくらになるかを、持ち物や生活実態から算出したもの。結果として、生計費は全国どこでもほぼ同じで、時給1,500円から1,600円くらい、月額で23から25万円くらい必要である。

関東1都6県の最低賃金一覧

東京都	1,013 円
千葉県	925 円
埼玉県	928 円
神奈川県	1,012 円
茨城県	851 円
栃木県	854 円
群馬県	837 円

（発効2020.10月）

出典：厚生労働省

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

